

令和2年12月10日「東海・北陸ブロック研修」
愛知県における入口支援の取組み

自己紹介

林 利遥（はやし としみち）

NPO法人くらし応援ネットワーク・愛知県地域生活定着支援センター相談員

■ 愛知県名古屋市出身

■ 2019年～2020年 名古屋市再犯防止推進モデル事業「伴走型入口支援事業」（後述）で相談員として活動

■ 受託法人では、定着支援センターと居住支援法人の仕事に半々で関わっています！

入口支援実績 221件 (R2.10.28現在)

名古屋地方検察庁・名古屋保護観察所からの入口支援82件 (R2.6.30現在)

- 名古屋市再犯防止推進モデル事業「伴走型入口支援事業」(H31.1～)
- 年間平均82件(1か月平均6～7件の依頼)
- 検察庁刑事政策推進室、保護観察所特別支援班からの依頼
- 名古屋市再犯防止推進モデル事業終了後も、検察庁からは独自にケース継続

弁護士会からの相談支援業務139件 (R2.10.28現在)

- 愛知県地域生活定着支援センター・愛知県弁護士会連携(H27.4～)
- 年間平均25件以上
- 愛知県弁護士会会員からの依頼

⇒1年間で平均100件程度の規模感？

実施・検証体制

名古屋市再犯防止推進モデル事業検討会議

副市長・局長級会議

名古屋市再犯防止推進モデル事業検討会議幹事会

課長級会議

福祉・保健ワーキンググループ

課長・係長級会議

ケース会議

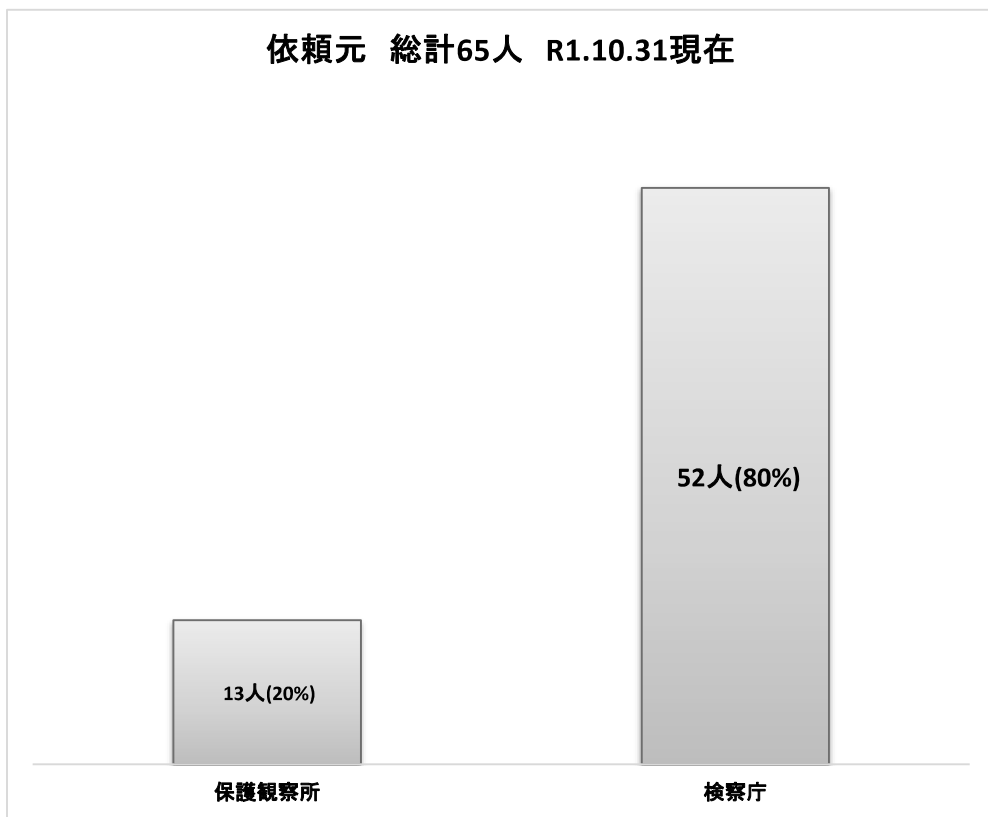
必要に応じて、関係する部署の担当で支援者に関する会議を議論する。

名古屋市再犯防止にかかる有識者懇談会

- 学識経験者
日本福祉大学教授・名古屋市立大学助教
- 各種団体
市保護司会連絡協議会会長、市更生保護女性連盟会長、市交通・生活安全市民会議会長（市区政協力委員協議会議長）、市民生委員児童委員連盟理事長
- 司法関係者
県弁護士会
- 福祉関係
県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、市社会福祉協議会
- 事業者団体
日本チェーンストア協会中部支部、市商店街振興組合連合会
- 行政機関等
名古屋地方検察庁刑事政策推進室、名古屋少年鑑別所、名古屋保護観察所、愛知県警察

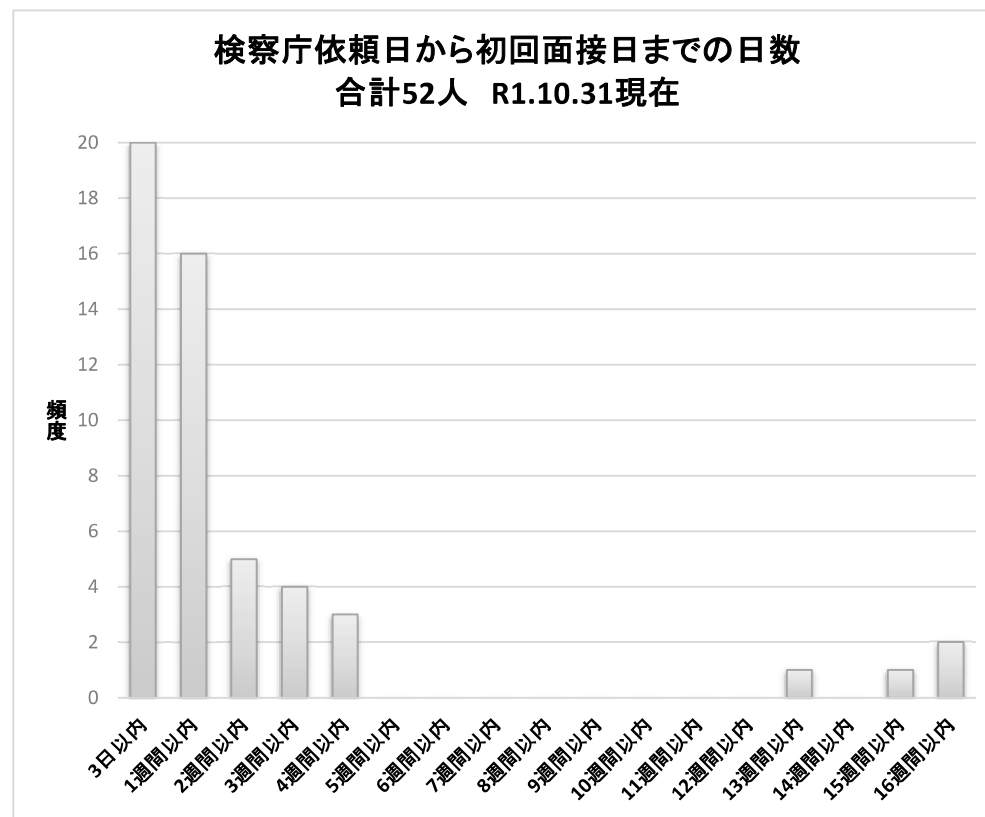
特徴

依頼元



■ 検察庁8割

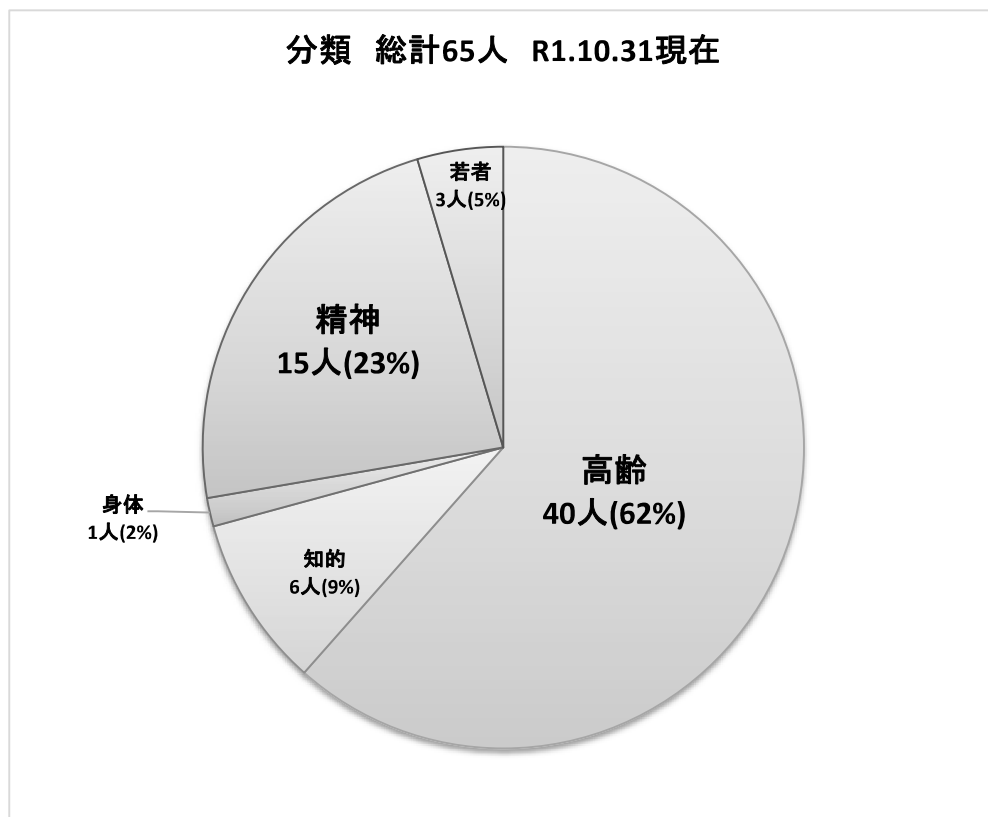
依頼日から釈放日までの日数



■ 大半が2日

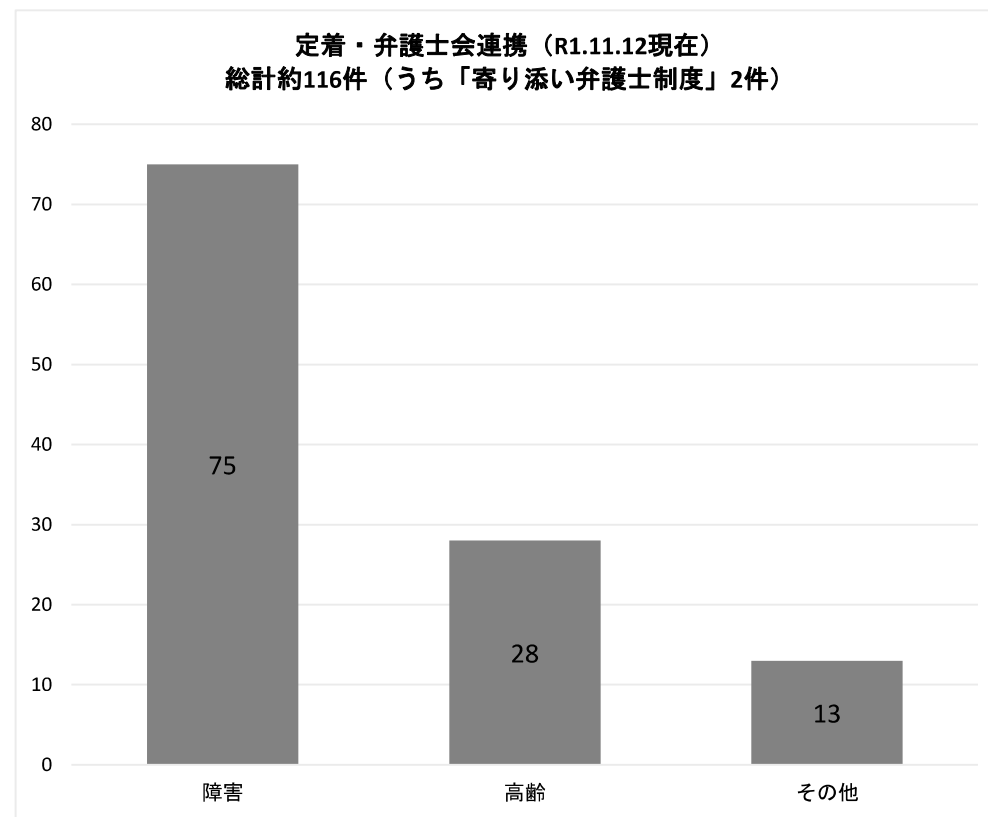
特徴

伴走型入口支援事業



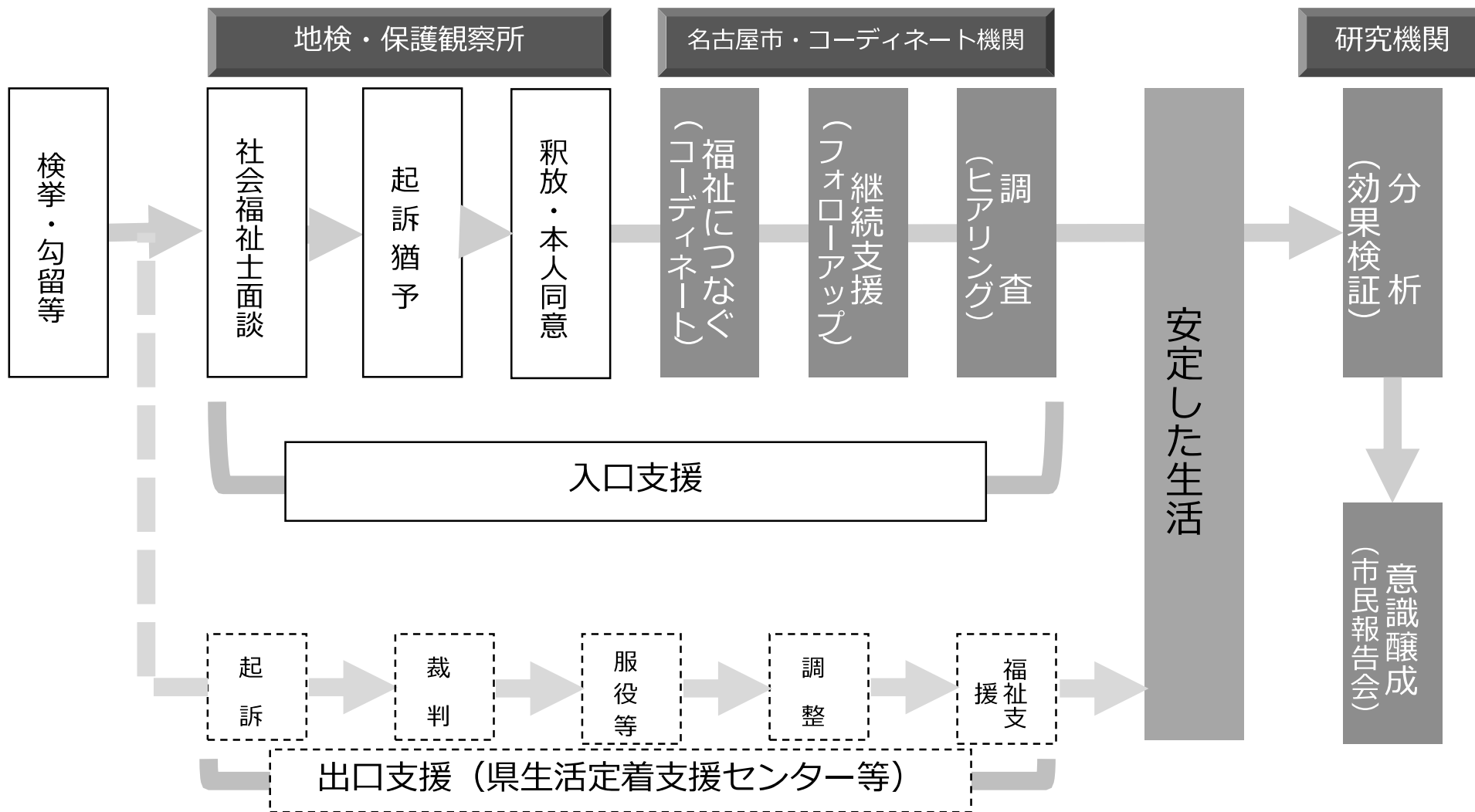
■ 高齢者6割

弁護士会との連携

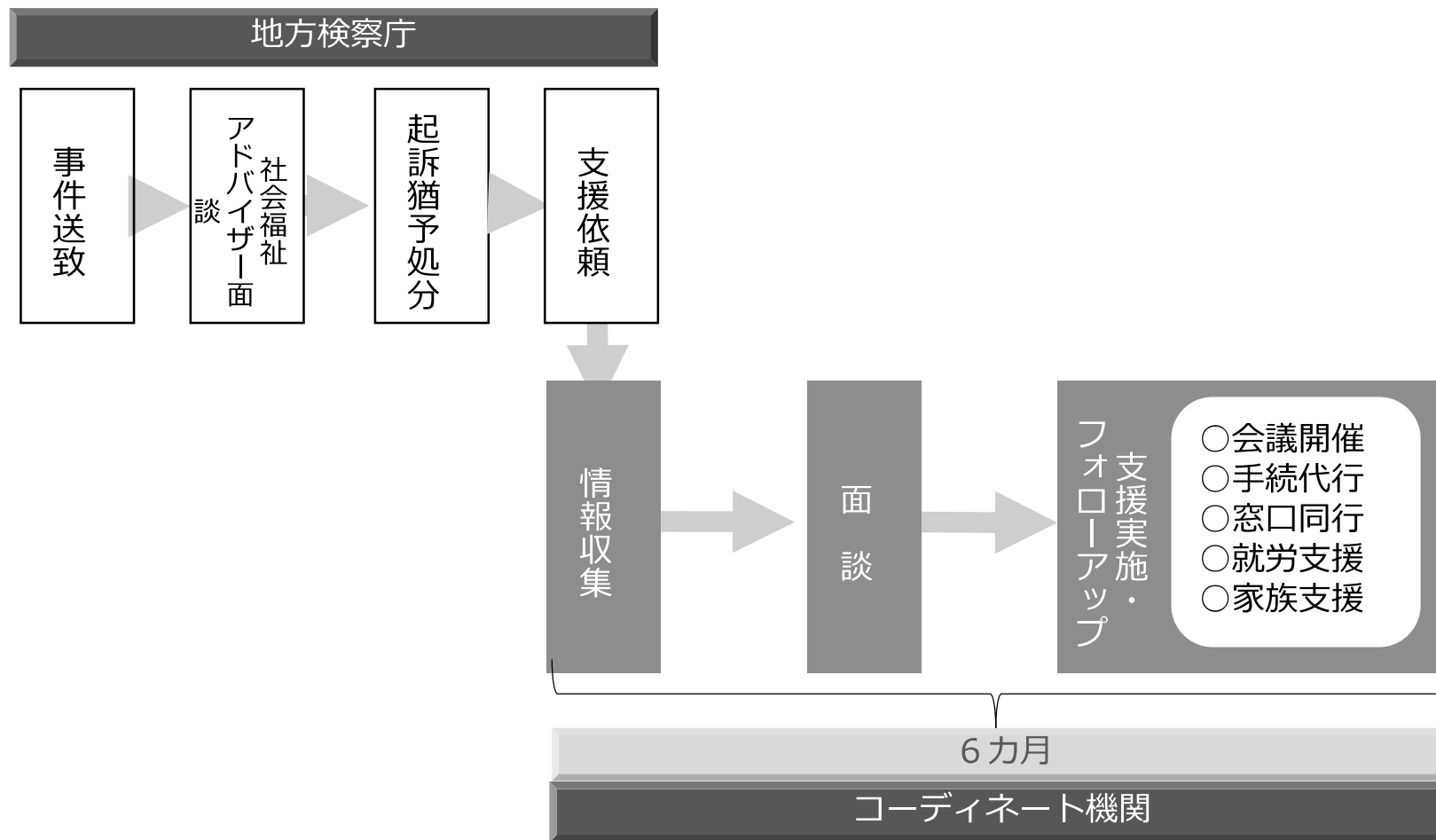


■ 障害者6割

伴走型入口支援事業のイメージ図

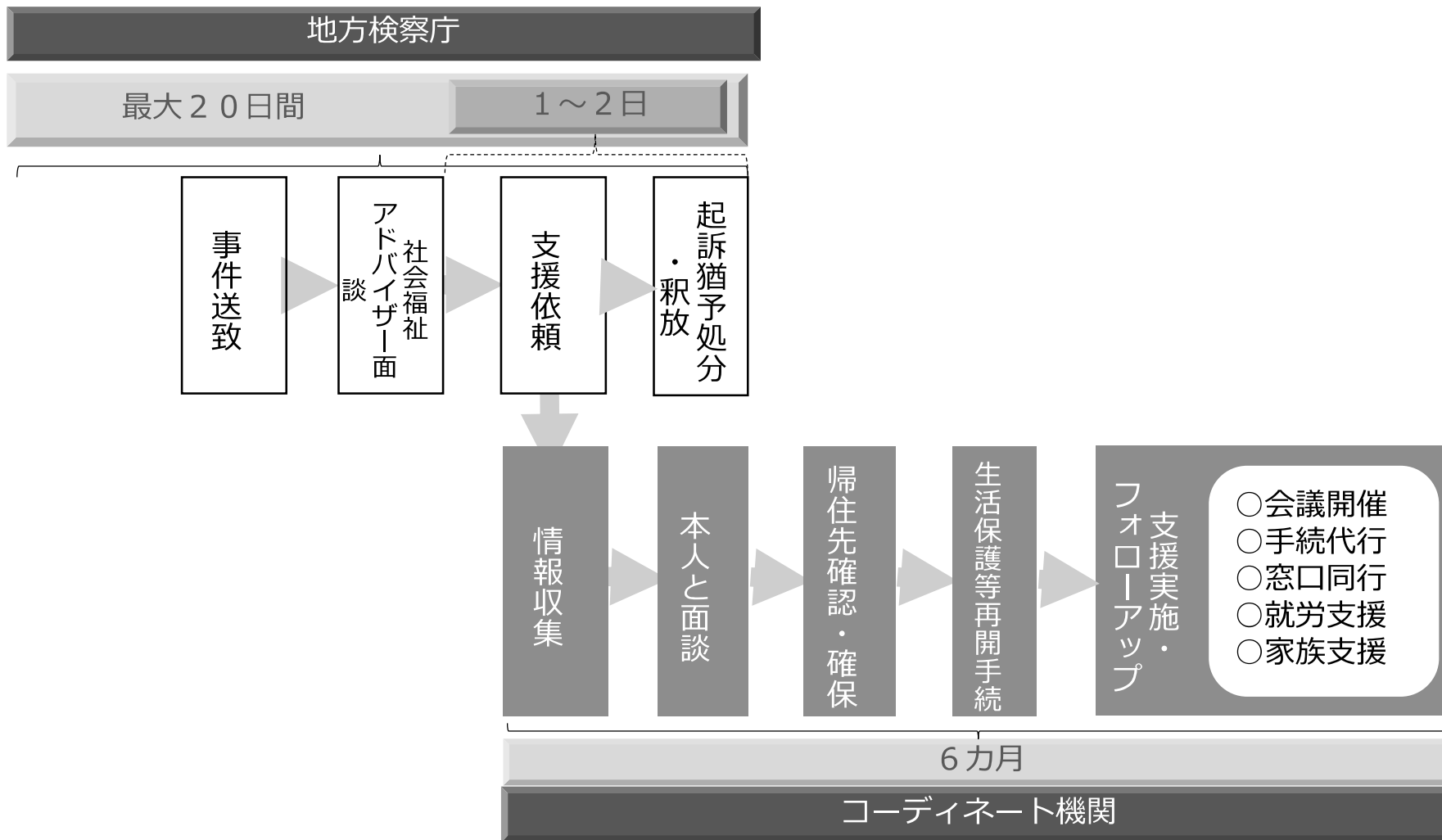


伴走型入口支援事業の支援の流れ（在宅事件） 例

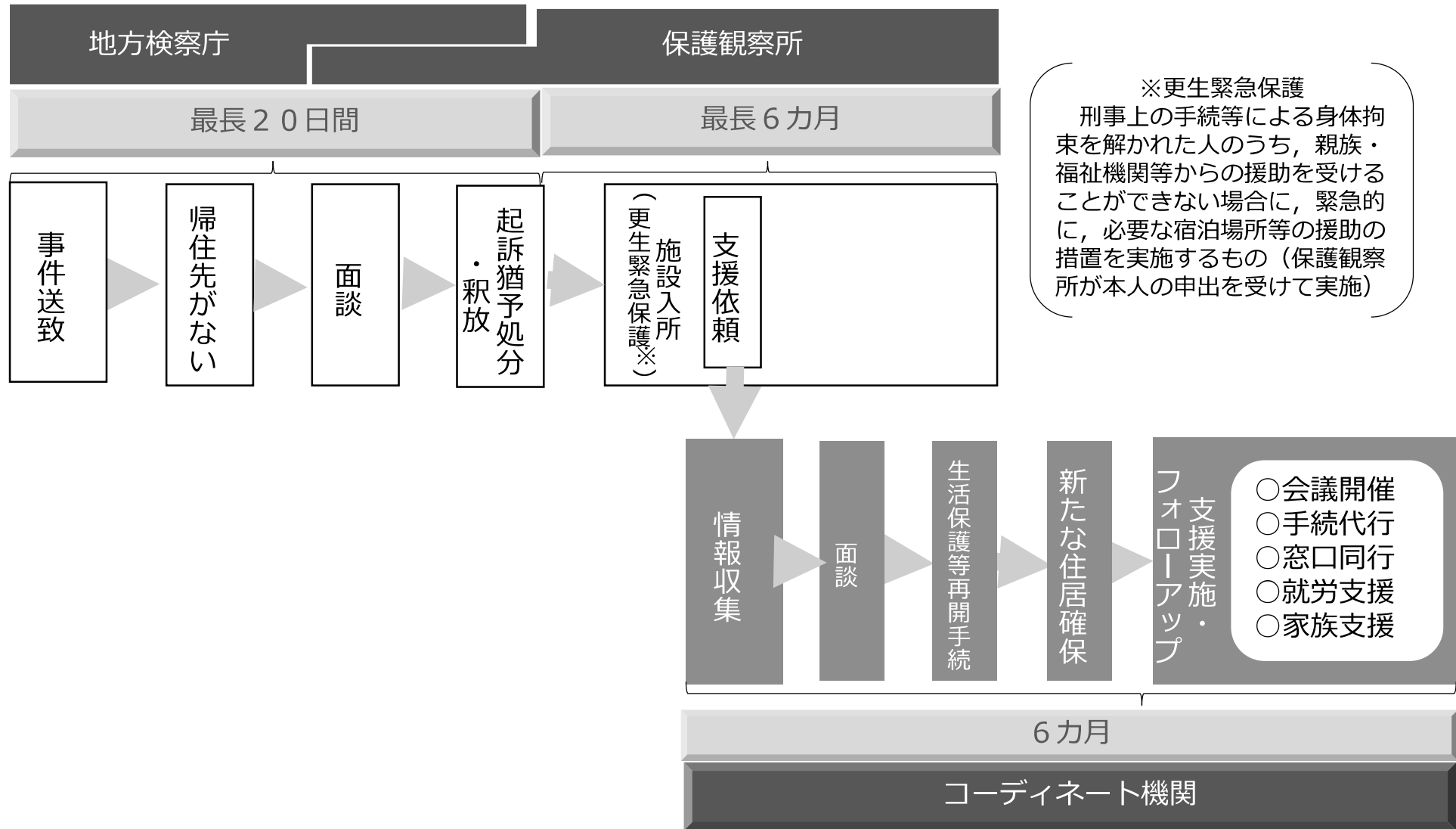


伴走型入口支援事業の支援の流れ（身柄事件で帰住先がある場合）

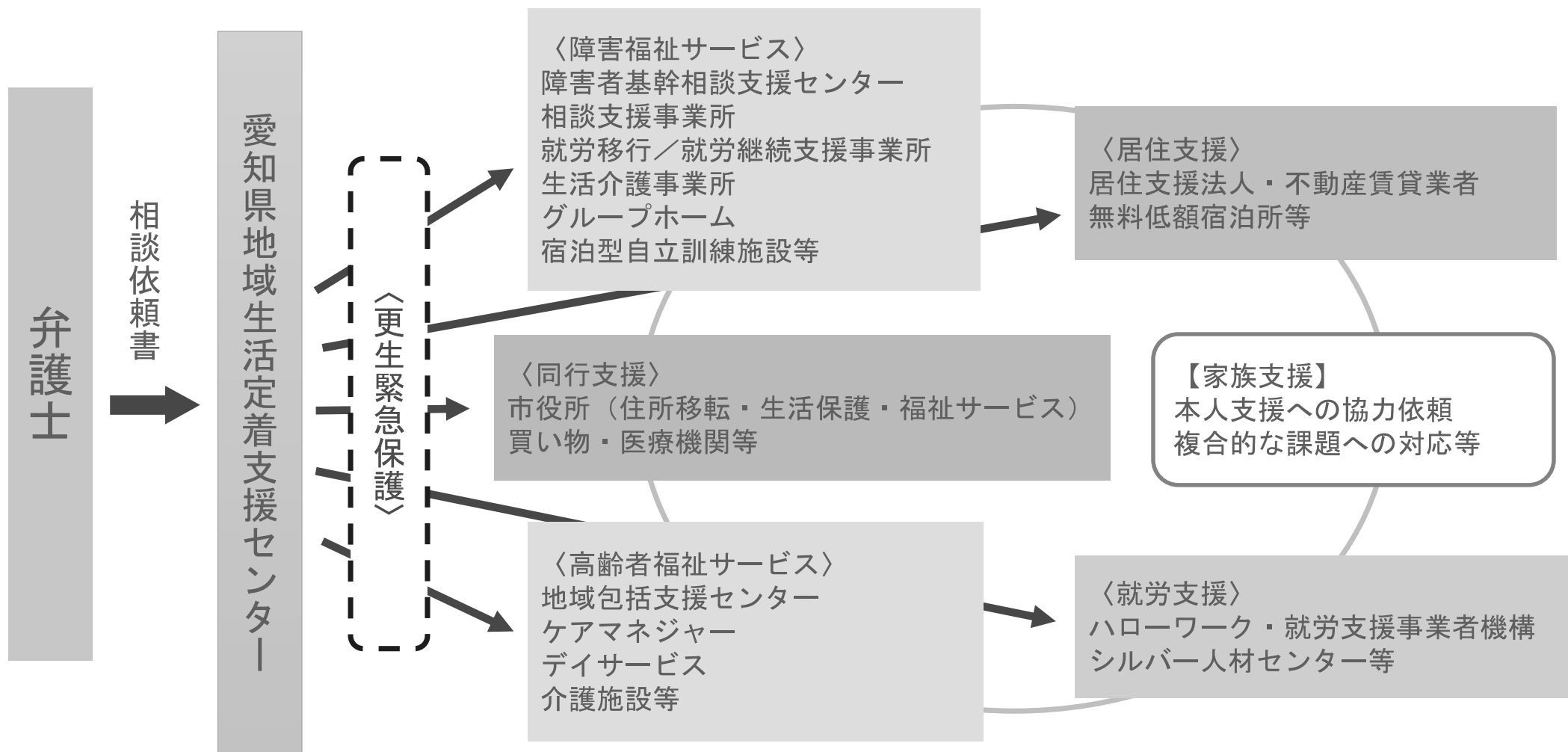
例



伴走型入口支援事業の支援の流れ（身柄事件で帰住先がない場合） 例



愛知県地域生活定着支援センター・愛知県弁護士会による相談支援業務



愛知県地域生活定着支援センター「司法と福祉の情報交換会」



- 平成28年度から、当センターが主催し（平成30年度、令和元年度名古屋保護観察所後援）、愛知県弁護士会から2名の助言者派遣のもと、刑事司法関係機関、地方公共団体の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が双方向で情報交換のできるネットワークの構築を目指して「司法と福祉の情報交換会」を開催。令和2年3月31日現在で、延べ約760機関、950名以上の出席をいただいた。平成30年度は、厚生労働省、法務省からも講師派遣をいただいたほか、令和元年度は、名古屋地方検察庁、名古屋矯正管区からも講師派遣をいただき、実施している。

課題等

対象者の範囲について

- 伴走型入口支援事業では、名古屋市全域（人口約250万人）を名古屋市コーディネート機関が担当。愛知県地域生活定着支援センターと愛知県弁護士会による相談支援業務は、愛知県全域（人口約750万人）が対象
- 伴走型入口支援事業は、高齢、障害、若者が対象で、起訴前のケースに限定。検察庁刑事政策推進室、保護観察所特別支援班から名古屋市コーディネート機関にケースの依頼がある。愛知県地域生活定着支援センターと愛知県弁護士会による相談支援業務は、高齢、障害、その他（生活困窮等）が対象で、起訴前・起訴後に関わらず対象。愛知県弁護士会と作成した提携書式「相談依頼書」を用いて、愛知県弁護士会会員から愛知県地域生活定着支援センター宛で相談がある
- 薬物依存症者については、ケースの多くが起訴されており、事実上、伴走型入口支援事業の対象に挙がってきていない
- 検察庁からのケースの中に、自殺幫助のケースがあり、結果として再度の自殺企図により対象者が自殺に至ってしまったケースがあった。伴走型入口支援事業のケースとして挙げるべきだったのか、医療が必要なケースとして医療に回すケースだったのか。医療が必要なケースだったとしても、検察庁から釈放前に医療機関に調整すべきケースなのか、名古屋市コーディネート機関から釈放後に医療機関に調整すべきケースなのか
- 検察庁からのケースで、釈放後、更生緊急保護制度を利用したケースがあった。更生緊急保護の事前調整に回すべきケースが結果的に回っておらず、検察庁から釈放されている可能性
- 伴走型入口支援事業では、在宅のケースも対象
- 伴走型入口支援事業は、フォローアップ期間が原則6か月。新規案件の受付は令和2年1月末日まで、事業期間は令和2年6月末日まで。期間終了後の支援をどのように行うか

課題等

検察庁からのケースについて

- 身柄のケースについては、検察庁から支援依頼の連絡があったから釈放までは2日ほどしか時間的猶予がない
- 釈放前に検察庁から得られる書面での本人情報が少ない。氏名、生年月日、種別、住所らしきところのみ。あとは電話での情報収集
- 検察庁が当初見込んでいた釈放後の住まいが、釈放後、訪問してみると実際には住める状況ではなかった、ということが何度かあった（※家賃滞納、ごみ屋敷状態等により住まいが立ち退きの強制執行となっていた、※利用料未払いにより管理者から退去を命じられた、※認知症の独居老人。釈放後、一人暮らしをしていた自宅に戻ったが、「誰かに追われている」と夜中に警察署に駆け込み、その日の当番病院に入院となった、※「釈放後は病院入院」とのことだったが、病院側からは「入院の必要性なし」と判断され入院とならなかった、※家族は本人を支援する気がなく、住まい自体も売り払う予定だったなど）。急遽、住まい確保が課題となった
- 刑事政策推進室の社会福祉アドバイザーの見立ては、拘束された状況下の本人との30分の面談によるところが大きく、客観的な事実を踏まえた見立てとは言い難い。そこで、名古屋市、検察庁、コーディネート機関とで協議をし、必要な情報を効率的に収集できる「フェイスシート」を作成し、同フェイスシートを活用して刑事政策推進室の検事とコーディネート機関とで連絡を取り合いながら本人情報を効率的に収集する運用を開始
- 伴走型入口支援事業開始当初は、釈放時間が16:00のケースもあったが、役所の窓口は17:15で閉まってしまうところが多く、タイムオーバーとなって必要な窓口への同行支援ができなかったことがあった。そこで、検察庁とコーディネート機関とで協議し、釈放時間は午前中にし、釈放される警察署までコーディネート機関が出向き、釈放後は警察署の面談室を活用して対象者の話をゆっくり伺い、対象者の意向を丁寧に確認し、その後の行動を対象者とともしながら、対象者の状況把握に努める運用を開始
- 在宅のケースでは、コーディネート機関側から対象者に接触を図っても、電話に出ない、不在、手紙への返事なし、ということがあった。そもそもコーディネート機関の関与（釈放前に支援の同意書を取ったこと）を覚えていない、ということもあった。そこで、名古屋市、検察庁、コーディネート機関で協議し、対象者に「名古屋市再犯防止推進モデル事業に関するお知らせ」を配布する運用を開始

課題等

保護観察所からのケースについて

- 保護観察所からコーディネート機関への依頼のタイミングが遅いのではないかと感じることもある。更生緊急保護の満了日の2カ月前に依頼が来るケースがあるが、更生緊急保護の開始当初から依頼が来てもいいのではないか
- 家賃滞納等により労役終了後の住居が急遽なくなった対象者について、「お金のある人に更生緊急保護を認めて、後々、『本人はアルコールに散財していた』となるのはよくない」との理由で、「更生緊急保護を打つことは難しい」と言われたケースがあった。当面の住居がなく、アルコールに課題のある者ほどむしろ支援が必要と思われるため、更生緊急保護の適用を検討すべきだったのではないか
- 釈放後、逮捕前にもといた住居に戻ることができる見込みだったが、釈放当日、家賃滞納等によりもといた住居に戻れないことが生活保護係からの連絡でわかったケースについて、更生緊急保護の相談をしたところ「生活保護係が関わっているなら生活保護係に相談してほしい」と言われたケースがあった。当面の住居の確保が必要となったケースだったため、生活保護係に主導権を戻すのではなく、更生緊急保護の適用を検討すべきだったのではないか
- 「窃盗を繰り返している」ということで「窃盗の依存症の治療に定評のある病院に入院させないと更生緊急保護を打たない」と保護観察所から言われたケースがあった。コーディネート機関としての見立ては保護観察所の見立てと異なっており、保護観察所の見立てに従う必要があるのかどうか疑問に思いつつ、誰も本人の意思確認ができないまま病院調整を開始した。入院費について生活保護の実施主体が決まるまで時間を要するなど病院調整に難航した
- 更生緊急保護制度利用中の対象者について、「戸籍の取り寄せ」などの公用の手続を実施するのは、保護観察所なのか、名古屋市（自治体）なのか、なかなか決まらないことがあった

課題等

関係機関との連携促進・ネットワーク構築、関係機関への情報発信等について

- 個別のケースを積み重ねていく中で、ケースバイケースで関係機関との連携を図っている
- 愛知県地域生活定着支援センター10周年記念シンポジウムにおいて、入口支援も含めた「司法と福祉の連携」について企画した。同シンポジウムには、司法や福祉の関係者だけでなく、地域住民からも参加があった
- 「愛知県再犯防止連絡協議会」の構成員に愛知県地域生活定着支援センターが含まれており、第4回連絡協議会において、業務説明等を行った
- 名古屋市再犯防止推進モデル事業「名古屋市再犯防止にかかる有識者懇談会」において、伴走型入口支援事業の進捗状況を報告した
- 名古屋市健康福祉局が主催する会議において、伴走型入口支援事業の進捗状況を報告した
- 名古屋市の取り計らいにより、生活保護係長会、地域包括支援センター連絡会、障害者基幹相談支援センター連絡会、仕事・暮らし自立サポートセンター（生活困窮者支援）連絡会において、伴走型入口支援事業の進捗状況を報告している
- 来年度の愛知県地域生活定着支援センター「司法と福祉の情報交換会」の場において、伴走型入口支援事業に関する事例検討の実施を検討している
- 来年度、名古屋市再犯防止推進モデル事業では、「市民報告会」の実施が予定されている

課題等

事業費、財源等について

- 伴走型入口支援事業の対象者の中には、粗暴性のある者や性犯罪歴のある者等も含まれており、女性職員1名（もしくは男性職員1名）での対応が難しい者もいる。職員1名での対応が難しい場合、必要最小限の範囲で、定着支援センターの職員にも対応の協力をお願いしているのが現状である。1名分の人件費では、従事する職員の安全の確保が難しいこともある
- 同日に複数の対象者が釈放になったことがあった。同日の同じ時間帯に複数の対象者の釈放対応を職員1名で行うことは現実的には不可能なため、2名分以上の人件費を想定するべきではないか
- 伴走型入口支援事業の対象者は、複合的な地域生活課題を抱えながらも、支援拒否等で既存の福祉制度の網の目からこぼれ落ちてしまっている者が多く、事件を端緒として、コーディネート機関が留置場等までアウトリーチを行い、その時々状況に翻弄されながら生活再建に向けてコーディネートを行ってその後のフォローアップをしているのが現状である。アウトリーチやコーディネートには相応の高度な技術が求められるため、専門性を担保するには福祉職の中でも中堅・ベテランを想定した人件費の確保が必要ではないか
- コーディネート機関による支援のコストと、勾留・裁判・受刑に必要なコストとの比較の視点も必要ではないか

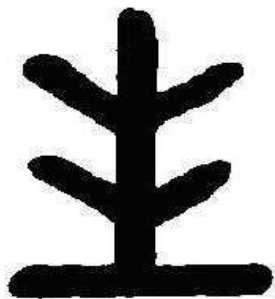


ご清聴ありがとうございました

常に手探りの連続ですが、
東海北陸ブロックで協力して、
入口支援に備えましょう！

犯罪を防止し、再犯のない 明るい地域社会をつくるため

サポートセンターと保護司会の取組



人はみな、
生かされて
生きてゆく。 更生保護ネットワーク60周年



土岐保護区保護司会 会長 出口 満知子

12/24/2020

(1) 更生保護サポートセンター新築移転

市庁舎全面改築と同時進行で建てられました。

↓ 平成24年から7年間
サポセンとして親しまれ
た市役所分庁舎（解体
撤去されました）



↑ 新市庁舎全景 新サポートセンターは
本庁舎と同時に建設されました。

(2) 旧サポセンで話題を呼んだ取組み事業

「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」の掲揚



刑期を終え出所した男をあたたかく迎える夫婦
愛を描いた、映画「幸福の黄色いハンカチ」に
ヒントを得て、手作りのハンカチを掲げました。
(7月の社明期間中)

黄色いハンカチが揚がったサ
ポセンターの前で 手を振る
保護司たち



(3) 新サポートセンターへ移転オープン

独立した相談室も備えて市民相談にも弾み



新サポセンの玄関

南に面した明るい新サポセン事務室



(4) 更生保護サポートセンターの役割と効果

- 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら地域で更生保護活動を行なう拠点。
- 保護司会が地方公共団体の施設の一部を借り、経験豊富な保護司の中から選任された企画調整保護司が常駐して活動。
- 具体的で効果の高い活動例として
 - ①保護司の行なう処遇活動への支援。面接場所の提供。
 - ②相談室を開設し、非行・DV・いじめなどの相談に対応。
 - ③地域の様々な機関。組織などとの連絡や情報の交換。
 - ④保護司を対象とした「保護司ひまわり塾」の開設

開所効果 センターが存在することで、地域全体の更生保護への関心が高まり、地域住民が生活相談に訪れたり、関係する機関との交流や情報交換などが活発化した。



サポセン効果

(5)「保護司候補者情報連絡協議会」の設置

保護司の安定的確保のために、市内の各地域の区長を始め、行政の関係部課の代表者を委員に委嘱し、保護司候補者についての情報を持ち寄り、保護司適任者の情報を常時共有しています。



サポセン効果

(6) 地方公共団体との連携が緊密に

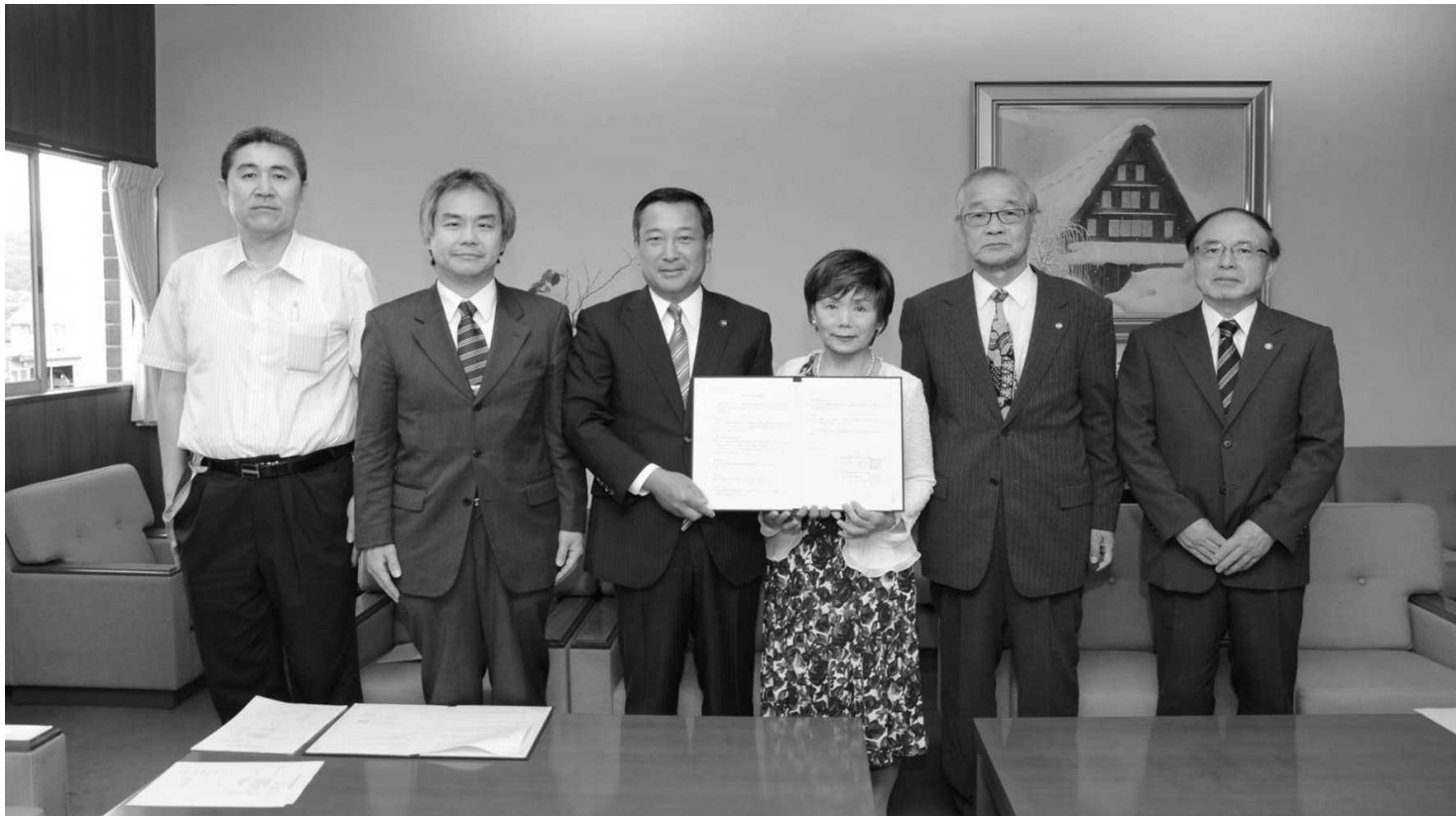
更生保護活動にとって欠かすことのできない地方公共団体との連携のために、市長との話し合いを通して互いの理解と協力を深めています。



サポセン効果

(7)「保護観察対象者臨時任用制度」の調印

保護観察対象者の就労の機会を設けて自立を促し、再犯の予防につなげようと、土岐市の理解と全面協力を得て、平成26年6月に就労支援協定を締結することが出来ました。（県下3例目）



調印後協定書を掲げる市長、観察所長と会長。

(8) 広域協力雇用主会の設立で協力な就労支援

5保護区にまたがる協力雇用主会の事務局をサポセンに設置したことで求人求職双方の情報の多様化と、広範で緊密なネットワーク化が図られました。



東濃地区協力雇用主会発足 H27



研修を重ねて、働く環境づくりへ心強い支援の輪。

サポセン効果

(9) 平成16年からの駅周辺パトロール活動 保護司全員で地域の安全安心を目指しています

保護司の全員参加により、夕方5時から7時までJR土岐市駅周辺をパトロールします。見張るのではなく見守る姿勢で若者たちとの信頼をつないでいます。



サポセン効果

(10) 一日中学生保護司による街頭啓発活動

土岐市における「社会を明るくする運動」の中心行事。中学生たちが更生保護を学び、社会との関わりを実践する活動として、H18年度から継続して続けています。



岐阜保護観察所 長尾所長さんから中学生保護司へ激励のあいさつ

サポセン効果

(11) 中学生との交流座談会の開催

平成14年度から市内6つの中学校で毎年実施しています。大人と子どもの中に意識や価値観に大きな隔たりを感じる現在の社会にあって、中学生が日頃考えていることを理解し、互いの連携を深めるために開催しています。



サポセン効果

(12) 社明作文コンテストへの積極的取組み



平成7年度から始めた「社会を明るくする運動作文コンテスト」は、市内の小中学生たちの夏休みの課題として毎年の応募数が500点を超えるまでになっています。

応募された作文は審査委員会によって入選、佳作を選出して、表彰式・発表会を開催。その様子は新聞各紙で報道されます。



サポセン効果

(13) 市内全小学校で薬物乱用防止講座の開催

講師を務める薬物担当保護司たちは、サポートセンターにて、予備演習を行ったのち、小学校での本番に臨んでいます。



サポセン効果

(14) 社会福祉協議会との連携

再犯を防ぎ、支え合える社会のために福祉のチカラを

再犯防止は地域全体の課題であり、地域民生児童委員との相互理解を深めるために、地域ごとに協議会を開催しています。



サポセン効果

(15)「BBSジュニア」と「BBS会」の立上げ

高校生のパワーで、休眠していたBBS会が長い眠りから覚めて、活動を始めました



高校生たちによる
BBSジュニアを結成
(H22. 10)

ジュニアの経験を生かして
BBS会を結成(H25. 3)



サポセン効果

(16) 更生保護女性会の立ち上げと活動支援



社明作文の選考作業

保護司会と合同で街頭啓
発活動をしています！



サポートセンター効果

(17) 「保護司ひまわり塾」の開講

新任保護司の育成と、保護司同士の学びの場として活用することで、確かな処遇とより深い連携を目指します。

保護司の皆さんの処遇活動に関する困りごとや、面接の進め方での悩みなどの問題解決のため、その学びの場として積極的にサポートセンターを活用し、保護司自身のスキルアップを図ります。



開講日

毎月第1・第3水曜日午前10時～12時

内 容

地域情報の交換・処遇相談など更生
保護全般についての学習。

新任保護司への支援、他。

講 師

メンター保護司が当たります。

サポセン効果

(18)「ひまわり相談室」を開いています。

平成24年4月、サポートセンターのオープンと同時に取り組みを始めた相談業務。「ひまわり相談室」と名付けて、広く市民を対象に「ひとりで悩んでいませんか」と呼びかけています。犯罪や非行、いじめ、虐待、引きこもり等、社会のひずみの中でさまざまに悩み苦しんでいる人々が訪れてきています。

土岐更生保護サポートセンターの

ひまわり相談室

ひとりで悩んでいませんか？

サポートセンターでは、日頃の暮らしの中での困りごとや、悩んでいることの解決への道筋を、一緒に考えるための相談室を開いています。

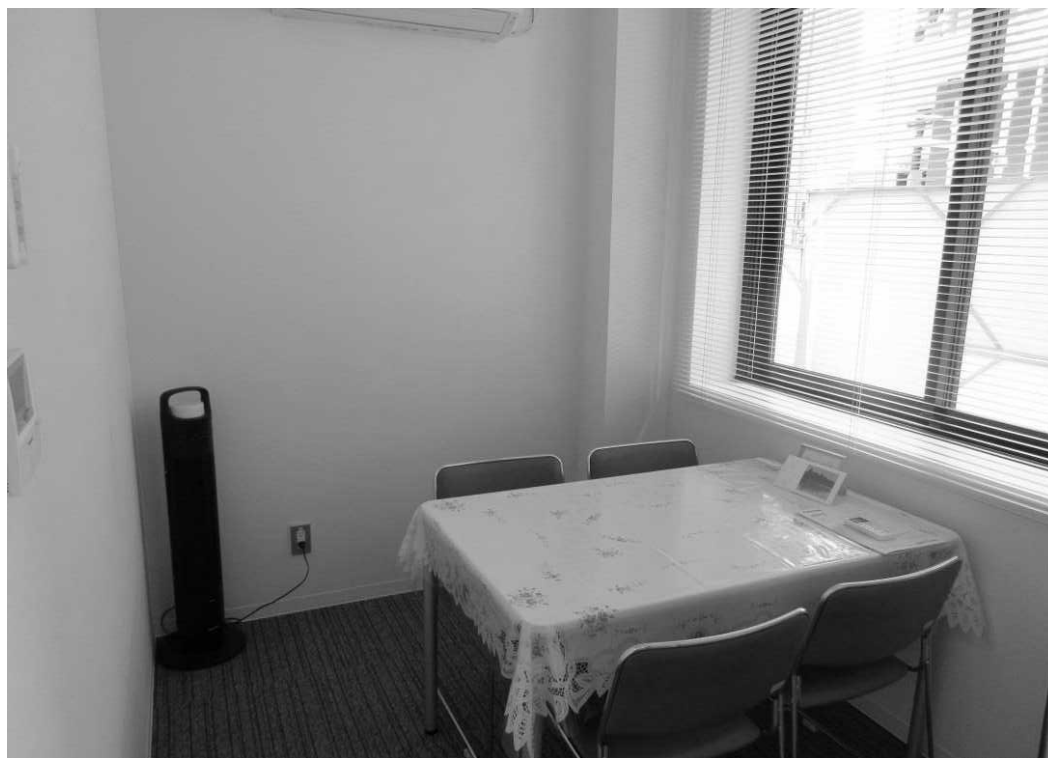


○ **開設日** 日・木を除く毎日
時間 午後1時～6時
相談内容 犯罪や非行・いじめ・虐待・不登校・引きこもりなどについて。

土岐保護司会の企画調整保護司や、専門のカウンセラーが、どんなご相談にも応じます。どうぞお気軽にお出かけください。

予約電話 0572-54-1111(土岐市役所 内線330)
又は090-1758-3190
(予め相談員の所在を確認の上、来所して下さい。)

相談無料・秘密厳守



相談室のPRちらし

新サポセンの相談室

サポートセンター効果

(19) 広報紙「更生保護とき」の発行

保護司会の活動内容を市民に広報するため「更生保護とき」を年2回以上発行して、自治会の協力を得て全戸配布しています。平成24年、サポートセンターのオープンを報じた創刊号から数えて、最新号は15号目となりました。

令和元年9月15日発行 更生保護とき (2)



（鹿田小学校での出席講義の様子）

新サポートセンター完成！ 6月13日 引っ越しました。

土岐市役所新庁舎の建設と同時に進められてきた土岐更生保護サポートセンター建設工事が完成し、6月中旬オープンいたしました。建物周辺ではまだ工事が進行中のところもあり全面竣工までの間センターへの来所にはご不便をおかけいたします。移動を楽に FAX を新設し、内線番号も変更になりましたのでお知らせいたします。
TEL: 0572-54-1111 (土岐市役所・内線 672)
FAX: 0572-54-1288 (直通)

薬物乱用はダメ。ゼツタイ!!!

大麻薬品の被害者数は過去数年間で約10%を減らして減少傾向にありますが、一方で大麻薬品による被害者数は平成24年度の約20%から平成25年度には約40%と増加傾向にあり、また平成25年度は約1,000人と被害者総数も増加しています。（国土交通省調べ）
特に4月下旬のピークは、大麻は水への影響が大きいことから、大津波被害や「TikTok」等の流行に伴って、新規被害者が増加している中、被害者の年齢層も若年層から高齢層まで広がっています。

薬物乱用防止出前講座を開催

令和元年度も、土岐市内小学校や薬物乱用防止出前講座を開始しました。5月に泉小学校6年生、6月に泉百小学校6年生とその保護者、肥田小学校6年生に東条パコの先生が講話を行いました。先生は「アルコール、タバコの害について説明しました。友達を誘ったり、一人飲みなどで何でも相談する。薬物乱用のサイトには近づかない。ダメ、ゼツタイ」と語り、若者のこの大切さを伝えています。

令和元年度土岐保護区保護司会総会を開催 心新たに一丸となって

5月20日(土)土岐市、土岐保護区保護司会総会を開催しました。新担当は令和元年度としてスタートしたばかり、更生保護年度70周年と、平成28年に成立した再犯防止法に基づき、この日は新定された再犯防止法を説明した者が社会の一員として復帰した者から「ご苦労さまでした」とお話を伺いました。

地域に活動できるうちに活動するチャンス。そのためには地域の中で様々な「仕事」や「役割」を担い、日々な社会貢献活動を行えばなりません。また、立ち戻りに困難を伴う薬物依存者の回復や社会復帰には地域で多面的に支える環境を整えることが重要であり、サポートセンターもその役割を担っています。

ただに相談していいからない、いじめ、ひきこもり、非行問題など、困っていること、悩んでいることなどなことで。土岐更生保護サポートセンターの「ひまわり相談室」へどうぞ！

※あらかじめ相談員の入室をご確認ください。(090・1768・3190)

令和元年9月15日発行 更生保護とき 第15号

つまずいても立ち上がれる…誰もが「RE:スタート」できる社会へ ―第69回社会を明るくする運動―



総理大臣メッセージを
加藤淳司土岐市長に伝達

一日中学生保護司街頭啓発活動

7月9日(日)土岐市等町にて「社会を明るくする運動街頭啓発活動」を行いました。加藤淳司土岐市長、山田靖正教育長、長尾和哉土岐市保健福祉所長のご参加を得て、市内の中学校から推薦された12名の一日中学生保護司のみなさんが、明るく笑顔な声掛けとともに、更生保護のマスコットキャラクター「更生ペンギンのホロちゃん」と、今年のキャッチコピー「RE:スタート」が書かれたうちわなどを配布しました。この活動は今年で18回目となり、中学生保護司のみなさんの熱心な動きは社会を明るくする運動が毎月開催である7月の恒例行事となりました。運動や通学で駅を利用する方々に積極的に声をかける数は大変多く、「ありがとう」「ご苦労さまでした」とお話を聞かれました。

今年の中学生保護司は次のみなさんです。

土岐市中	水野 加奈子	河添 朝輝
西 陵 中	後藤 将輝	山本 龍
濃 南 中	長江 聖奈	長江 柚季
註 知 中	中根 功一朗	藤崎 心雄
肥 田 中	中島 彰人	松本 実功
泉 中	渡倉 海聖	土本 匹馬

サポセン効果

(20) 満期出所者への支援活動

再犯NO！へ「出番」と「居場所」を提供



保護司と共に花壇づくりに汗。

サポートセンターに来た日は、
ここが温かくなります

勤労奉仕作業に対して感謝状を
贈り、やりがいと達成感を。



サポセン効果

東海地方初の策定「土岐市再犯防止推進計画」と 地方公共団体と保護司会との連携に注目 上川陽子法務大臣、サポートセンターを視察

10月22日上川陽子法務大臣が「土岐更生保護サポートセンター」を訪問され、土岐の活動状況について会長が説明しました。

東海地方初の「再犯防止推進計画」を策定し発表に至った土岐市の取組みの実態を視察するため来市されたもので、市長初め保護司会や更生保護関係の代表者との懇談のあと、上川大臣から「市と保護司会が大変良い形で連携出来ている」との感想が述べられました。



ご静聴ありがとうございました。

